

第3次神川町総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要項

1. 対象業務等の目的

本業務は、「第2次神川町総合計画」が令和9年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和10年度から令和19年度の10年間を計画期間とした「第3次神川町総合計画」を策定することを目的とする。

また、策定に当たっては、本町の人口動向を整理し2060（令和42）年までの長期的な人口展望を描いた「人口ビジョン」と共に策定する。

2. 対象業務等の名称、場所、内容及び履行期間

名 称：第3次神川町総合計画策定支援業務委託

場 所：神川町役場内

内 容：別添「第3次神川町総合計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

履行期間：契約締結日から令和10年3月31日まで

3. 提案上限額

金15,265,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

（内訳）令和8年度限度額6,690,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

令和9年度限度額8,575,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

※支払いは年度ごととする。

4. 提案書特定までの事務手順

項 目	日程等
実施要項公表（仕様書等含む）	令和8年4月27日（月）
質問受付期限	令和8年5月15日（金）午後5時まで
質問に対する回答の公表予定	令和8年5月22日（金）
応募申込書等提出期限	令和8年5月29日（金）午後5時まで
1次審査（書類審査）結果通知	令和8年6月上旬
提案書等提出期限	令和8年6月15日（月）午後5時まで
2次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月19日（金）
審査結果通知、契約締結、結果公表	令和8年6月下旬

5. プロポーザル方式の採用の具体的な理由

第3次神川町総合計画策定業務委託の受託者の決定にあたり、豊富な経験と高い専門性を持ち、神川町の現状と課題を把握したうえで、実効性のある計画策定提案ができる最も適した者を選定するためプロポーザル方式を採用する。

6. プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

7. 応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準

応募条件

- (1) 神川町入札参加資格を有していること。
- (2) 法人又はその他の団体の代表者が次の者に該当していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ）又はその構成員の統制下にある者
 - ② 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある者
 - ③ 破産の宣告を受けており、復権を得ていない者
 - ④ 銀行の取引停止処分を受けている者
 - ⑤ 懲役又は禁固（拘禁）の刑に処せられ、その執行が終わらない者
 - ⑥ 禁固（拘禁）以上の罪に該当する罪を犯した容疑者をもって、拘留又は起訴された者で、判決確定に至るまでの者
 - ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
 - ⑧ 国税及び地方税を滞納している者
- (3) 令和8年3月31日から過去5年間の間に、地方公共団体の総合計画又は、総合振興計画の策定実績を元請けとして埼玉県内の実績を1件以上有している者。（現在受注している業務も含む。）

応募方法

様式第1号～第7号 郵送又は持参(令和8年5月29日（金）午後5時まで)

提案要請者選定基準

広く提案を募集するため提案要請者は選定せず、募集要項により提案を受け付けるが、提案者が6者以上のときは、事前に能力評価による1次審査を行い、その評価点が上位の5者にプレゼンテーションを要請する。審査の結果は、令和8年6月上旬に電子メールにより通知する。提案者が5者以下の場合、全者とも1次審査を通過したものとみなす。

また、本プロポーザルは、提案者が1者のみであっても、選定委員会において提案書の審査を行い、選定の可否を決定する。

8. 提案書を特定するための評価項目

別表のとおり

9. 提案書の公開又は非公開の別

提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本町において必要と認めるときは、提案者と協議の上、提出資料の全部又は一部を公開できるものとする。

また、審査により特定された提案書の著作権は町に帰属するものとする。

10. 提案書作成要領

別紙のとおり

11. 提案に係る費用の負担に関する事項

提案者の自己負担による。

(別表)

第3次神川町総合計画策定支援業務委託プロポーザルの評価項目及び審査基準表

評価項目		審査基準	配点	1次審査	2次審査
能力評価	1 業務実績	同種業務の実績が十分であるか。	20	○	○
	2 業務責任者	業務責任者の業務経歴が十分であるか。	5	○	○
	3 人員体制	業務に見合った人員体制であるか。	5	○	○
	4 情報セキュリティ体制	情報保護機密性、情報漏えいの防止を保持できる体制が整備されているか評価する。	5	○	○
	5 現状把握	本町の特性・課題を的確に捉えているか。	15	○	○
提案評価	6 業務工程	業務工程表に履行期間内の会議や意見聴取など具体的な業務遂行スケジュールについて適切に提案がされているか。	10		○
	7 基礎調査	地域特性や課題、町民の意向把握のために、具体的な手法について優れた提案がされているか。	20		○
	8 会議支援	各種会議の開催支援等の考え方や具体的な手法について優れた提案がされているか。	10		○
	9 計画連携	人口ビジョン・総合戦略等との整合性について優れた提案がされているか。	10		○
	10 進行管理	実施計画策定や成果指標の設定等など、進行管理を適切に行うための提案がされているか。	10		○
	11 業務支援全般 (追加提案含む)	仕様書や業務内容を踏まえた優れた提案がなされているか。	20		○
	12 プレゼンテーション	提案内容を明確に説明し、質問に対する的確に回答しているか	10		○
価格評価	13 見積金額	(1-見積金額÷提案上限額) ×配点	20		○

評価基準 1. 評価の配点は上記のとおりとし、価格評価以外はA～Eまでの5段階で評価する。

2. 評価の換算は、評価の比率に配点を掛け合わせる方法とする。

例示：配点10の項目の場合には以下のようなになる

評価Aであれば $10 \times 5/5 = 10$ 点

評価Bであれば $10 \times 4/5 = 8$ 点

評価Cであれば $10 \times 3/5 = 6$ 点

評価Dであれば $10 \times 2/5 = 4$ 点

評価Eであれば $10 \times 1/5 = 2$ 点

3. 総合評価結果の最高得点者が優先交渉権を得るものとする（最高得点者が複数であった場合は見積額の低い者を優先する）。また、次点得点者に次点交渉権を与える。
優先交渉権：神川町と契約内容について合意できた場合には、契約を締結するものとする。

次点交渉権：優先交渉権者が契約内容について神川町と合意ができなかった場合には、交渉権を得るものとする。

4. 最高得点者の評価点が80点を下回った場合は適格者無しとし、プロポーザルを中止するものとする。